

香芝・王寺環境施設組合 一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る  
契約の締結について

香芝・王寺環境施設組合 一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に準じ、下記のとおり契約内容を公表する。

平成30年10月30日

香芝・王寺環境施設組合管理者 吉田 弘明

記

1 公共施設等の名称及び立地

香芝・王寺環境施設組合 一般廃棄物処理施設  
香芝市尼寺615番地内

2 選定事業者の商号又は名称

(1) 基本契約

(代表企業/構成員/設計企業/建設企業/運営企業)

兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号

クボタ環境サービス株式会社大阪支社

(建設企業)

大阪市北区天満1丁目3番21号

株式会社松村組大阪本店

(建設企業)

大阪府泉佐野市日根野2111番地の3

日本土木建設株式会社

(特別目的会社)

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目7番1号

香芝・王寺環境サービス株式会社

(2) 建設請負契約

兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号

クボタ環境サービス・松村組・日本土木建設特定建設工事共同企業体

(3) 運営委託契約

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目7番1号  
香芝・王寺環境サービス株式会社

3 公共施設等の整備等の内容

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 基本契約書（抄）

(別紙4 事業者が行う業務)

1. 整備業務

①事前調査等に関する業務

- 1) 用地の測量及び、地質調査の追加補完調査業務
- 2) 各種許認可に係る申請に必要な資料作成支援業務
- 3) その他これらを実施する上で必要な業務

②本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 本施設の設計及び建設（土木・建築・プラント設備・外構工事等、必要なものすべて）
- 2) 搬入道路の整備、電力・水道の引込、電話の引込等
- 3) 建築申請、消防確認等の官公署等申請
- 4) その他これらを実施する上で必要な業務

③その他の業務

- 1) 交付金の申請手続及び受入に係る申請に必要な資料作成支援業務
- 2) 住民対応（組合が行う対応への支援）

2. 運營業務

- 1) 受付業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 用役管理業務
- 4) 維持管理業務（ビン、有害資源ごみストックヤードを含む）
- 5) 余熱利用管理業務（売電収入の管理を除く）
- 6) 運営事業終了時の引継業務
- 7) 清掃業務
- 8) 安全管理業務
- 9) 警備業務
- 10) 施設見学対応
- 11) その他これらを実施する上で必要な業務

4 契約期間

(1) 基本契約

平成30年10月30日（組合議会の議決を得た日）から平成54年10月末日まで

(2) 建設請負契約

平成30年10月30日（組合議会の議決を得た日）から平成34年10月末日まで

(3) 運営委託契約

平成30年10月30日（組合議会の議決を得た日）から平成54年10月末日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 運営委託契約書（抄）

（甲の解除権）

第35条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が業務の履行に際し不正行為があった場合。
- (2) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、甲が相当期間を定めて是正催告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されない場合。
- (3) 第36条又は第37条によらないで乙からこの契約の解除の申出があった場合。
- (4) 第15条による業務の各業務に係る遂行状況並びに本施設の運営業務の実施状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙1記載のモニタリング実施要領の定めるところに従ってこの契約を解除することができる場合。
- (5) 前各号の他、乙がこの契約の重大な違反又は抵触がある場合。

2 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 基本契約第14条第3項第1号に掲げられたいずれかに該当する場合。
- (2) 基本契約第14条第3項第2号に掲げられたいずれかに該当する場合。

3 甲は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、甲は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、基本契約第14条第3項（同項第4号に基づく基本契約の解除が甲の責めに帰すべき場合を除く。）の定めるところに従って甲が基本契約を解除した場合は、この限りでない。

4 前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき第3

2条第1項第3号に基づく契約終了の場合においては、乙は、第4条の定めるところに従って甲に差し入れている契約保証金に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、前各項の規定によりこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき第32条第1項第3号に基づく契約終了の場合により甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

5 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合は、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に書面で通知することにより、この契約の全部を解除することができるものとする。

(1) 甲がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合。

(2) 甲の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合。

(3) 基本契約が解除された場合(基本契約が甲により解除された場合を除く。)

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生又は法令変更により、業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議のうえで、この契約を解除できるものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、年間委託料金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲は、乙に請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成

14年法律第154号)の規定により選任された管財人  
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等  
3 第1項の場合(基本契約第14条第3項第2号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

## 6 契約金額

### (1) 建設請負契約

請負代金額 ￥13,640,400,000

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥1,010,400,000)

### (2) 運営委託契約

委託料 ￥9,612,000,000

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥712,000,000)

## 7 契約終了時の措置

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 運営委託契約書(抄)

(この契約の終了)

第32条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 履行期間の満了日

(2) 甲又は乙によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 甲及び乙の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、この契約の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、入札説明書等に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の業務の引継ぎ等にあたり、乙は、甲又は甲が指定するものに対し、本施設の円滑な運営に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を履行期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の遂行に必要な図書等を引渡すものとする。なお、かかる教

育指導計画書及び乙が引き渡すべき図書等は、乙が予め作成し、甲の承諾を得なければならない。

- 3 前各項に基づく業務の引継その他この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、甲及び乙の協議により決定されるものとし、かかる協議は履行期間満了の5年前を目途に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、乙は、甲に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(検査)

第34条 乙は、この契約の終了までに、前条第3項の定めるところに従って決定された詳細条件を満たしたうえで、入札説明書等に定めるところに従い、本施設の性能保証事項が確保されかつ本施設において入札説明書等に定める各業務をこの契約の終了後1年間にわたり継続して実施可能な状態で、本施設を甲に明け渡さなければならない。

- 2 乙は、この契約の終了にあたり、その日から起算して20日以内に（契約解除の場合には、この契約の解除日から直ちに）、本施設が入札説明書等の定める性能に関する条件を満足することを入札説明書等に定める試験、検査等を実施して確認の上、本施設が本施設の甲への明渡しの準備を整え、その旨を甲に通知しなければならない。
- 3 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の通知を受けたときは、その通知を受領後10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 4 前項の検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は入札説明書等の定める条件を満たして本施設を継続して使用可能な状態に回復せずに、別途甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。